

固定資産税について

◎ 税務課土地担当・家屋担当 ☎2148

建物を取り壊したとき
は、届け出をしないと課税
される場合がありますの
で、忘れずに届け出をお願
いします。

固定資産課税台帳などの縦 覧および閲覧

固定資産税の納税者は、
本人が所有する土地や家屋
の評価額をほかの土地や家
屋の評価額と比較し、価格
が適正かどうかを確認でき
ます。

■場所

税務課土地担当・家屋担
当（市役所本庁舎三階）、
各総合支所市民福祉課

①土地・家屋価格等縦覧帳 簿の縦覧

■期間

四月一日(月)～五月三十一日(金)

■対象

土地・家屋の所有者で納税者

土地価格等縦覧帳簿（所
在、地番、地目、地積、

価格）、家屋価格等縦覧
帳簿（所在、家屋番号、
種類、構造、床面積、価
格）の縦覧

■持参するもの

固定資産税納税通知書ま
たは課税明細書（前年度
分でも可）、免許証など
本人が確認できるもの
※代理人の場合は本人自筆
の委任状（法人は代表者
からの委任状）

②固定資産課税台帳の閲覧

■対象

①固定資産税の納税義務者
②借地人、借家人など有償
契約をしている人

■持参するもの

①固定資産税納税通知書ま
たは課税明細書（前年
度分でも可）、免許証な
ど本人が確認できるもの
②契約書、免許証などで本
人が確認できるもの
※詳しくは、お問い合わせ
ください。

三月三十一日で古川地域と川渡地区の出 張所が廃止になります

◎ 市民課住民記録係 ☎26079

「出張所見直し計画」に
より、古川地域の九カ所の
出張所と鳴子温泉地域の川
渡出張所を廃止します。

出張所廃止に伴い住民票
の写しと印鑑登録証明書の
交付については、コンビニ
エンスストア（コンビニニ
で交付（コンビニ交付）し
ます。コンビニのない地区
では、地区公民館に証明自
動交付機（自動交付機）を
設置します。

コンビニ交付は、セブン
イレブンが昨年八月から開
始しています。市内のロー
ソンは四月四日から、サー
クルKサンクスは五月末か
らの開始となり、それまで
の間は、地区公民館に市民
窓口連絡所を設置します。

戸籍謄本・抄本の交付や
転出、転入などの住民異動
出生届けなどの戸籍の届け
出などは、市民課、各総合
支所市民福祉課で手続きを

してください。
利用できる時間

■コンビニ

六時三十分～二十三時(年
末年始および保守点検日
は除く)

■自動交付機・市民窓口連 絡所

平日の九時～十七時
※公民館の事業により利

用できない場合があります。
住民基本台帳カードの申請
コンビニ交付、自動交付
機の利用には住民基本台帳
カード（住基カード）が必
要です。

■申請場所

市民課、各総合支所市民
福祉課

【各地区ごとの対応】

地域	地区	コンビニの有無	対応
古川	志田地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	西古川地区	ローソン	コンビニ交付、市民窓口連 絡所（4月12日(金)まで）
	宮沢地区	無	自動交付機
	東大崎地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	長岡地区	サークルK サンクス	コンビニ交付、市民窓口連 絡所（5月31日(金)まで）
	富永地区	セブンイレブン	コンビニ交付
	敷玉地区	無	自動交付機
	高倉地区	無	自動交付機
川渡地区	無	自動交付機	
鳴子温泉			

【住基カードの申請に必要なもの】

持参するもの	
①本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証などのうち2種類）	②印鑑③印鑑登録証（印鑑登録をしている人）
◆顔写真入りの身分証明書がない場合や代理人申請の場合は、本人の意思確認として後日照会書を送付します。	
◆代理人申請では委任状が必要です。	
◆手数料は無料です。（平成26年3月末まで）	

暴力団排除条例が施行されます

◎ 防災安全課交通防犯担当 ☎25144

市では、市民生活や社会
経済活動から暴力団を排除
し、市民の安全で平穏な生
活を確保するために暴力団
排除条例を定め、四月一日
から施行します。

暴力団排除条例の内容は
次のとおりです。

■基本理念

①暴力団を恐れない
②暴力団に対して資金を
提供しない
③暴力団を利用しない

■市の責務

宮城県、宮城県警、県内
の市町村などと連携を図
り、暴力団排除の施策を総
合的に進めます。

■市の事務事業における措置

市では、暴力団員および
関係者などを契約の相手と
しないなど市の事務事業か
ら暴力団排除のために必要
な措置を講じます。

■主な措置

・大崎市建設工事元請
下請関係適正化要綱

・大崎市が発注する建設
工事等からの暴力団排
除措置要綱

・大崎市物品調達等に係
る競争入札の参加資格
に関する規程

・大崎市建設関連業務に
係る競争入札の参加資
格に関する規程

■公共施設の利用制限

暴力団に対して市営住宅
などの市の施設の利用制限
を行います。

【主な措置】

・暴力団の公共施設の利
用の制限に関する条例
・大崎市市営住宅条例
・大崎市定住促進住宅条例

■活動支援

市民が、暴力団の排除活
動を自主的に取り組めるよ
う助言、指導など必要な支
援を行います。

■啓発活動

市民が、暴力団排除の重
要性を深めることができる
よう広報活動や啓発活動を

行います。
※暴力団などに関する相談
や問い合わせは次のとお
りです。

問い合わせ先	電話番号	対応時間
宮城県警察本部暴力団対策課	022-222-8930	24時間
古川警察署刑事課	22-2311	
鳴子警察署刑事課	82-2249	9:30～16:30
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	0120-818-930 022-215-5050	



自動車税の減免

◎ 税務課市民税担当・県北部県税事務所

身体や精神に障害のある
人で、一定の要件に該当す
る場合は、申請により自動
車税が減免になります。

初めて申請する人は、事
前に相談ください。

また、前年度減免を受け
ていた人が車を買い換えた
場合は、新たに手続きが必
要です。

なお、軽自動車と普通自
動車の税の減免は、どちら
か一方しか受けられません。

■軽自動車

■申請期間

五月十五日(水)～二十四日(金)

■申請場所

税務課市民税担当（市役
所本庁舎三階）、各総合
支所市民福祉課

■持参するもの

①運転免許証②身体障害
者手帳、戦傷病者手帳、
療育手帳または精神障害
者保健福祉手帳③自動
車検査証④認め印
※前年度減免者には申請用

紙を郵送しますので、必
要事項を記入し、申請期
間内に申請してください。
◎ 税務課市民税担当
☎2148

■普通自動車

■申請期間

四月一日(月)～五月二十四日(金)

■申請場所

県北部県税事務所（大崎
合同庁舎三階）
※前年度減免者には、継続
申請の書類を四月下旬に
郵送します。

◎ 県北部県税事務所

☎0705

■本人以外が運転する場合

自動車を家族などが運転
する場合、減免には社会福
祉課が発行する証明書が必
要になりますので、事前に
お問い合わせください。

■申請場所

社会福祉課障害福祉係
（市役所西庁舎一階）
◎ 社会福祉課障害福祉係
☎2167